



国に緊急要望 自治体のケアラー支援の取り組みに財政支援を

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

2023年12月11日(月)、自民党ケアラー議員連盟(以下、議連)のご尽力により、国(厚生労働副大臣と総務大臣政務官)に対し、ケアラー支援について自治体への適切な財政支援を求める緊急要望を行いました(両大臣にも要望書提出)。国の予算案確定期に向けての緊急要望には、議連の橋本岳幹事長(衆議院議員)、野中厚事務局長(衆議院議員)、上田英俊事務局長次長(衆議院議員)にも同席いただき、両省に要望、意見交換を行いました。

●縦割り・各論でのケアラー支援の模索

昨今ケアラーへの支援のあり方がさまざまな制度・施策において模索され、各論・縦割りのままの対応が進んでいます。こども家庭庁によるヤングケアラー・若者ケアラー支援、認知症基本法(2023年6月公布)における家族介護者支援、医療的ケア児支援法(2021年9月施行)の家族への支援、「ビジネスケアラー」(働くケアラー)実態調査(経済産業省2023年3月公表)、第9期介護保険事業計画基本指針、労働審議会雇用均等分科会での「介護休業制度の見直し」議論などです。そして福祉・介護・医療・雇用・教育などさまざまな分野で、ケアラーへの総合的な相談・支援の必要性やケアラーへの支援が及ばないことへの危機感が認識され始めています。しかし、施策の実施責任を担う自治体では、個別制度ごとに対応策が検討・実施されることにより、多世代で多様なケアラーへの相談支援窓口の設置や、人材確保に苦慮している現状があります。

●厚生労働副大臣、総務大臣政務官に緊急要望

今回の緊急要望は、どの自治体に住んでいても一定の支援やサービスが提供されるよう、ケアラー支援という新たな政策課題に対応するために必要な、包括的なケアラー支援施策と地方財政措置(地方交付税等)など、自治体の取り組みに対する具体的な財政支援を求めたものです。要望項目は両省共通です。

宮崎政久厚生労働副大臣には、「ケアラー支援という政策課題に対応するための横断的な総合政策を自治体を実施できるよう、自治体に対する財政支援として、地方交付税措置を予算要求として総務省に出してほしい」旨を要望。副大臣は、「ケアラー自身に支援が必要であり、総合的・重層的に支援が必要と受け止める。具体的な支援のあり方について検討をしてみたい」と応えていただきました。

長谷川淳二総務大臣政務官には、「ケアラー支援という政策課題に対応するために必要な地方財政計



意見交換の様子：宮崎政久厚生労働副大臣(中央)、左へ橋本岳幹事長、野中厚事務局長、上田英俊事務局長次長、中嶋圭子理事、堀越栄子代表理事、牧野史子代表理事



要望書を手にする長谷川淳二総務大臣政務官(中央)、左より上田英俊事務局長次長、野中厚事務局長、牧野史子代表理事、堀越栄子代表理事、中嶋圭子理事、橋本岳幹事長



画、財政支援のための地方交付税措置」を要望。政務官は「介護する人の課題を総合的に対応する体制が必要であることは理解する。厚労省と連携・相談して検討するよう事務当局に指示した」旨の前向きな回答をいただきました。

自治体における総合的なケアラー支援の構築に関する 地方交付税措置等についての緊急要望 〈要望項目〉

1.個別制度に分立しているケアラー支援課題について、自治体単位で総合的・統一的に対応できるケアラー相談支援総合窓口（ケアラーセンター等）の設置と、ケアラーアセスメントのできる人材の確保・配置のための財政措置をお願いします。個別支援だけ

でなく、他機関・多職種や個別制度との連携、連絡調整など合理的に行うことができます。

- 2.人材確保にあたっては、相談支援の継続性、経験や知識・情報の蓄積、夜間など柔軟な相談対応のため、年度ごとの任期付き任用でなく、安定して業務に従事できるよう財政支援をお願いします。ケアラーのニーズや支援に対応した人材の育成が求められます。
- 3.地域におけるケアラー支援施策やサービスの実現のためには、NPOなどの地域支援団体などの協力・連携が不可欠です。ケアラー支援の地域資源としてピアサポート団体や支援団体への活動資金を助成できるよう、財政支援をお願いします。

2023年年度 進む国・自治体の取り組み

育児・介護休業法見直しと、子ども・若者支援推進法改正の動き

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

仕事と介護の両立に向けた制度の見直しや、子ども・若者支援の観点からの法改正の動きが進んでいる。実効性のある見直しや制度改正となるかが問われている。

●育児・介護休業法見直し建議

厚生労働省労働政策審議会は12月26日、「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」を大臣に建議。今後法案要綱が作成される。

当初の論点として、介護部分については、両立支援制度の周知や活用推進、6カ月未満雇用者への労使協定に基づく適用除外規定の見直し、障害児等にかかる現行制度運用の見直し・検討などが提示されていた。

建議では、両立支援制度について基本的に周知や環境整備に留まった。介護休業については、制度の理解促進を事業主に義務付けたものの、期間や分割回数等の改正は行わず、介護休暇については、6カ月未満雇用労働者の適用除外規定は廃止された。子に障害や医療的ケアが必要な場合については現行制度（要介護状態の要件を満たせば、介護休業等に準じて事業主に配慮義務）の周知に留まり、制度適用の判断基準が高齢者介護を前提としている現状を認めつつも、障害児等ケアについてはさらなる検討に留まった。

介護離職防止や、「ビジネスケアラー」（働くケアラー）

調査に見られる社会の危機感を受け止めたものとは思えず、遅々たる歩みと言わざるを得ない。政労使の更なる議論を求めたい。

●子ども・若者ケアラー支援に向けた子ども・若者支援推進法改正

こども家庭庁は、児童虐待防止対策部会での検討（12月26日）をもとに、ヤングケアラー支援についての法的根拠規定を「子ども・若者育成支援推進法」の中に明記し、自治体の自主性に委ねられている現行の支援に法的根拠を与え（努力義務）、地域格差解消を目指す。

関連法改正案を通常国会に提出予定で、改正によって、子どもから若者（18歳～概ね30代）までの支援が法的枠組みとして実現することになる。また、子ども若者支援地域推進協議会と、要保護児童対策地域協議会の協働と連携により、効果的な支援に努めるとされている。

実効性のある支援をどう実現するか、具体的な施策のあり方が課題であるが、子どもから若者への移行期の課題は多く、この時期が切れ目ない支援の対象となることには大きく期待したい。



多様なケアラーがいます

ケアラーは実に多様です。今回は、「ミドル世代のシングルケアラー」について紹介します

ミドル世代のシングルケアラーの現状と支援

日本ケアラー連盟代表理事/NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン理事長 牧野史子

「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」(働くケアラー)についての支援施策が本格的に始まり、調査や支援も急ピッチで進みつつあります。しかしながら、ケアラーは多様です。若者ケアラー(おもに20代)やミドル世代(30~50代)、特に「シングルケアラー(単身介護者)」については、いまだその社会的課題は焦点化されてはいません。今回は、NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンの先駆的な取り組みについて紹介します。

●サロンの実施

2008年頃から孤立を訴える20~40代のケアラーの声が多く寄せられたことからシングル「娘ケアラー」および「息子ケアラー」のつどいを継続的に開催している。毎回5~10名のケアラーが参加。介護、親、仕事、自分自身のことなどについて、娘、息子という立場ゆえの悩みを共有できるピアサポートの場を継続している。関東近県からHPをみて飛び込んでくる参加者も多いのが特徴。コロナ禍ではオンラインで実施した。

シングルケアラーの中には、離職を余儀なくされたり、負担やストレスから体と心のバランスを失い、うつやがんなどを罹患する人も少なくない。看取り後に安定的な仕事に就くことが困難になり、将来の生活への不安や経済的困難を抱える人も多い。サロンでは、ケアラーの仕事の継続あるいは失職後の再就職のためのステップとして、社会参加活動や資格取得のPC講習を実施した。

今後はこのようなケアラーのための就労支援が重要な取り組みになると思われる。

●シングルケアラーの調査

2019年に30~50代のシングルケアラーについて独自の調査を実施した(右記、一部抜粋)。



娘サロンは、おいしいケーキと珈琲が欠かせない女子会。現在は「中野事務所」で、毎月第4土曜日に実施。

おつまみや食事が並ぶ若者ひろば。一軒家でのケアラーズカフェにて。現在はポストケアラーサロンとして実施。



30~50代のシングルケアラーの介護と人生に関する調査報告から

1.調査方法

対象は30~50代の単身介護者(この年代での介護経験者を含む)

①NPO法人のネットワークを活用し調査対象に該当する会員等に郵送や手渡しで依頼②HP、新聞広告でも募集(自記式質問紙調査)

2.結果概要

(1)回収率及び対象者の基本属性と介護状況

配布総数157件、回収数77件、回収率49.0%。男性20名(26.7%)、女性55名(73.3%)、平均年齢は51.3歳。介護が始まった年代は40代が最も多く27名(35.5%)。トータル介護年数は、5年未満が最も多く28名(36.8%)、20年以上という介護者も9名(11.8%)。

(2)介護者の健康・仕事・人生への介護の影響

心身の健康状態は6割以上の方が良くないと回答。一日当たりの睡眠時間は平均5.6時間。睡眠は5割以上の方が不十分と回答。介護者の健康状態に7割以上の方が介護の影響があると回答。約半数の40名が介護をしながら仕事をしており、その約半数の19名が正社員として勤務。介護者の仕事の状況に8割近くの方が介護による影響があると回答。介護者の自由になる時間(睡眠、仕事、家事、介護をしている時間を除く)は1日当たりの平均は1.9時間。介護者の人生や将来に9割以上の方が介護による影響があると回答。

<自由記述より>◆職場の同僚は介護に理解がない。仕事を休むと怒り「なんの悩みもなく元気そう」などと言われた◆仕事を辞め親の年金での生活なので、介護でどれだけ働いてもただ働き、社会的にも孤立している。何度も殺して自由になりたいと思ったが、どこも助けてはくれない◆更年期障害+介護うつ。体調が悪いが自身の病院に行く時間が取れなかった◆在宅で自身も闘病しながら介護していたが限界を感じ、SOSを出したが「最後まで在宅」と押し通された。20年以上の介護で人生設計ができなかった。結婚の話もあったが、あきらめざるを得なかった。

3.まとめ

30~50代のシングルケアラーの約7割の人が健康に、約8割の人が仕事に、約9割の人が人生に、介護の影響があると答えていた。仕事や子育てに専念する人も多い30~50代という年代で介護という役割を担うことが、介護者の人生のさまざまな面において大きな影響を及ぼしている可能性が示唆された。今後、こうした介護者に対し、健康や精神面、経済面、就労面等、さまざまな側面からの支援を検討することは喫緊の課題であると考える。



はじめまして
新理事です
2023年6月就任

藤木和子

全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会副会長
弁護士、手話通訳士

皆様、はじめまして。私は、5歳の時に弟の耳が聞こえないことがわかり、「きょうだいケアラー」の人生が始まりました。私にとっての「ケア」は、弟と一緒に遊びながら通訳や宿題（「耳が聞こえるお姉ちゃん」役）、障害児の子育てで苦勞する母の感情サポート（「夫、父」の代役）、弁護士の父の跡継娘（「長男」の代役）、会合などへの付き添いとフォロー（「妻」の代役）等です。周囲からの偏見、期待や要求に疲弊してきた自分と珍しい境遇を面白がり(?) 適当にサボる自由な自分の両方を感じます。

しかし、弁護士になった一番の動機が、「弟に障害があって父の期待に応えてあげないと可哀想」だった私は、志と覚悟に欠け、自分のキャパシティがついにオーバー。恋愛・結婚でも、家族の事情をどう理解してもらうかで苦悩。そんな時に「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会（1963年設立）」に参加して、先輩や仲間に出会えたのが2010年頃です。その後、結婚を機に地元の埼玉を

出て、父の事務所から独立。現在は、当会の他、「シブコト」というサイトの共同運営等もしています。

私が力を入れているのは、本音と体験談の発信。特に伝えたいのは「法律上、あなたは自由。自分が望まない自己犠牲をしなければいけない義務や強制はない。世間の目、親や周囲の言葉は気になるけれど、無責任な発言はあなたを縛るものではない。あなたは自分のことを守って幸せになれる道を選べる、その権利がある」というメッセージです。正当な主張ですが、反発や批判を受ける可能性があり、発信には勇気と慎重さが必要です。自分と家族のケア、「きょうだい」の活動、弁護士、手話通訳士（障害者支援）の四角形で諸々のバランスを取っているのだと思います。

私の半生は『「障害」ある人の「きょうだい」としての私』（岩波ブックレット、2022年）に書きましたが、親が高齢になり、新たなケアラーの局面に入りました。親が私の本を読んで、初めて「意義のある活動だ」と言ってくれましたが、その変化は「ケアラー・ヤングケアラー」の認知度の高まりも大きいです。道を切り拓いてきた日本ケアラー連盟の理事にお声がけいただき光栄に存じます。ご指導、ご助力どうぞよろしくお願い申し上げます。

すべてのケアラーのための「ケアラー手帳」を作成しました

手帳は、多種多様なケアラーへの理解や支援が立ち遅れている中、少しでも自分をいたわり、自分らしく豊かな毎日を送ることを願って作成しました。主な内容は「大切な人をケアしているあなたへ」「気持ちか沈む日に」「あなたの相談・支援窓口」「あなたを支える地域のネットワーク」等。A5判 21 ページ、1部 250 円+送料です。

日本ケアラー連盟 HP の「ケアラー支援ツール」の申込フォームよりお申し込みください。

URL:<https://carersjapan.com/form-carer-notebook/>

「ご希望の手帳の種類」で「汎用版」を選択してください。（初期設定は認知症版が選択されています）



《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

〈年会費〉正会員（社員）：5,000円／年 *総会の議決権があります。
応援会員（個人）：1口 2,000円／年
応援会員（団体）：1口 10,000円／年

〈定款〉 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

〈入会申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています（HPをご覧ください）。

〈寄付申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743
（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟